

協働のまちづくり市民会議会議録

会議名称	第9回山口市協働のまちづくり市民会議
開催日時	平成20年2月23日（土曜日）午後1時00分～午後5時30分
開催場所	山口総合支所3階 第10・11会議室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	辻正二委員、坂本俊彦委員、渡辺洋子委員、清水春治委員、井出崎小百合委員、國吉正和委員、久保田美代委員、藏本信江委員、曾田元子委員、豊川智恵委員、中村保男委員、中山美穂子委員、河村律子委員、原田章子委員、原田雅代委員、平井多美子委員、福田嘉夫委員、山根伊都子委員、山本豊委員、若崎啓一委員（20人）
欠席者	加藤結花委員、西村美紀委員、益田徳子委員、山本貴広委員、（4人）
事務局	山田主幹、杉田主任主事、豊田主任主事（3人）
議題等	1 あいさつ 2 市民委員「市民会議への思い」発表 3 前回会議の確認、調整会議の報告 4 グループ討議 5 まとめ 6 次回開催について 7 その他
内容	<p><事務局></p> <p>【1 あいさつ】</p> <p><事務局> 最初のあいさつ 本日の配布資料の確認 会議録署名委員の指名</p> <p>【2 市民委員「市民会議への思い発表」】</p> <p><藏本 信江委員></p> <p>市民会議に応募したきっかけをお話しします。普段はスイミングスクールの幼児部担当で忙しく仕事をしています。職場においてあった子育て支援センター「てとてと」の行事案内のチラシを見て興味が沸いたので、実際に行ってみました。そこで、お母さん達が自分たちで考えた催しをやっていたのですが、その様子を見てとても新鮮なものを感じました。そんな時に、市民会議の募集があるということで誘いがありまして、私自身新しいことに参加してみようと思ったのが応募のきっかけでした。</p>

実際に参加してみて、条例をつくるのは本当に大変なんだなということを、しみじみ感じています。たくさんの委員のみなさんの思いを出し合いながら条例をつくることの楽しさややりがいも感じています。会社の社長には、自分の能力向上のために市民会議には参加させてほしいということで理解をしてもらっていますし、自分自身何かを吸収したいと思って参加しています。市民会議での話し合いは、みんなで良いものをつくるという目標に向かった共同体的な作業であり、利益追求の民間会社で仕事をしている私には、とても新鮮で楽しく感じます。これからもよろしくお願いします。

<曾田 元子委員>

私は、山口にある文化と芸術によるまちづくりをしていく活動を始めて5年になります。その5年の間に、一つの文化施設からスタートしたのですが、まちの中に、小さな魂や思いや歴史あるものがいっぱいあることを発見しました。そして様々な団体やそれぞれの思いをもって活動している人たちとふれ合うことができました。しかし、これらが繋がっていないなということを感じました。

また各文化施設を利用する中で、各施設ごとに利用上のルールが条例で決められていることがわかりました。施設を利用するためにはこのルールに沿う必要があるのですが、条例が利用者にとって使い勝手が良いものであるべきではないかと思いました。実際には条例によって活動がやりにくいこともあり、考えさせられたこともありました。

そのボランティア活動を卒業して、まちへ幅広く活動を広げていったときに、点と点を繋いで線にしていくことが出来ても、面にすることはなかなかできないと感じています。山口市を面でつなげていくことができれば、とてもすばらしいまちになるだろうかと思うのですが、キーワードとして「協働」という言葉ができました。それは3年前のことなのですが、この働くという文字を使った「協働」という言葉はまだあまり馴染みがなかったのですが、今回、「協働のまちづくり市民会議」の委員の公募を知ったときは、本当にタイムリーでした。自分の文化活動を、みんなが共通のルールをもってつなげていくことができれば、心の潤いがある山口のまちがもっと豊かになっていくのではないかと感じて参加させていただきました。

実際に参加してみて、自治会活動に携わっておられる方や、企業におられる方、行政の方と出会うことができ、この条例をつくることの奥深さを実感しています。条例もだんだん煮詰まってきましたが、山口のまちの人に心から親しみをもてるルールをつくっていきたいと思いますので、みなさんよろしくお願いします。

<辻会長>

どうもありがとうございました。

< A 委員 >

先月19日に、全20地区の自治会の会長が集まって第3回目の自治会の勉強を行いました。その中で条例づくりの話が出まして、中間案ができた時点で、一度自治会連合

会と勉強会をもつていただけないかという提案がありましたので、報告しておきます。

< 社会長 >

もし、やるとすれば中間案ができあがる4月、5月くらいの時期になろうかと思えます。できれば、事務局のほうで日程調整をお願いしたいと思います。

【3 プログラムの説明、前回の振り返り、調整会議の報告】

< 社会長 >

前回は、条例の目的と基本理念にあがっている、「住民自治」や「協働」を中心に、みなさんと協議しました。これを受けて、2月13日に第2回調整会議を実施しました。前回の市民会議では条文数として86個ありましたが、内容的に重複しているものについて整理した上で、3つの班に分かれて柱立ての中身を検討していただきました。

主体としての市民の「役割」と市民の「権利」があります。そして、この主体である市民が市政に「参画」という形で行動していく。そして、色々な主体との間で「協働」という係り方をもっていく。これらの考え方にそって、個別の条文を分類していきました。その結果、協議があまりなされず、条文の希薄なところがある一方で、集中しているところもありました。具体的には、「事業者」や「高等教育機関」のところは少なく、行政の部分はかなりたくさんの条文が出てきています。

「市民活動」についても、これまであまり話しとして出てきていませんでしたので、前回の調整会議の中で色々と協議していただき、出てきたフレーズや条文をたくさん書き出して模造紙にまとめていただきました。

調整会議の中身については、各班の代表者の方に簡単で結構ですので報告をお願いします。

< 1班B委員 >

今回の作業としては、前回の市民会議でつくられた条文を整理し、同じ内容のものはまとめ、足りないものは追加することをしました。

まず、「市民の役割」としては、「年齢に関係なく、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心をもち、自らが出来ることを考え、積極的にまちづくりに参加するよう努めることとする」としました。地域コミュニティにおける市民の役割として、「市民は市民自治活動の重要性を認識し、自らの意思によりまちづくりに参加し、互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向け協力し自ら行動する」としています。また、目的型コミュニティ（市民活動団体等）における市民の役割として、「市民は地域社会の中で市民自治を担う一員として、公共の利益のために、同じ目的を掲げて活動する個人、団体組織との連携および情報交換に努め、お互い尊重し活動する」とまとめました。これらの3つを市民の役割としてまとめました。

それから、市民の権利としては、参画する権利として、「市民は、安心安全な生活環境

を目指して、自らが関心がある地域の活動に参加、参画することができる。更に市政への意見提言の権利をもつ」、学ぶ権利として「全ての市民は生涯にわたって、平等に学ぶ権利がある」、知る権利として「市民は、まちづくりに参画するために必要な情報の提供を受ける権利を有するとともに、市の保有する情報について知る権利を有する」としています。

協働については、「協働のまちづくり」として、「市民と市、市民と市民は、協働によるまちづくりを積極的に推進するように努める」としてしています。それから、拠点施設として、仮称コミュニティセンターについての条文が出てきていますが、その運営や活動内容については、これから検討していく必要があります。

市民参画としては、「市は、市民が市政に容易に参画できるように配慮しなければならない。」、「市長は、市民の参画する権利を保障し、参画機会の確保に努めなければならない。」、「市は、市政に市民の意思が適切に反映されるよう市民の参画を基本とした行政運営を行わなければならない。」としています。

< C 委員 >

私たちの班は目的型コミュニティについて考えてみました。これまでの協議の中では、目的型コミュニティの話はあまり出てきていませんでしたが、市民活動団体やボランティア団体や、社会の課題を担って活動している団体などが含まれるものと考えています。

市民活動の定義ですが、「新しい公共サービスの担い手として、行政・企業では解決ができなかった社会の課題を解決するために、市民が社会的責任の自覚をもって、組織的、継続的に行う活動」としました。

市民活動団体の特性としては、協働プログラムを検討するためのニーズのサーチができること、専門性と長期ビジョンをもっていること、市民を巻き込むことで市民意識を醸成すること、新しい公共の推進役として、まち全体を活性化する活動をすることとしてあげてみました。

次に協働するための市民活動団体の役割ですが、「市民活動団体は、積極的に行政の仕組みを知り、内部の人材育成を行い、社会的責任を果たす組織づくりに努める」、「市民活動団体は、社会を担っている様々な主体を尊重し、連携、協力し合うことで力を発揮し、成果をあげる」、「各市民団体の特性や、参加のきっかけとなる、分かりやすい情報を提供し、市民意識を醸成する」、「目的意識を明白にし、常に自己評価に努める」としてしています。

企業のことに関しては、「事業者は、市民活動を理解し、社会貢献に努める」としました。

行政の役割としては、「協働のまちづくりの中長期的ビジョンに基づき、それぞれの課内で、協働を推進する体制づくりに努める」、「社会を担っている様々な主体の特性を認識し、積極的に情報収集を努める」、「協働を推進していくための市民会議を設置する」、「市民に対して、協働の事業の事例をプロセスから分かりやすく伝える」などです。

「市民活動への支援」として、「市は、公益的な活動をする市民団体に対しては、市民

活動の促進を図るための支援、資金助成について配慮するものとする」、「各専門分野における職員の知識や技術を市民活動に提供できる環境を整える」、「市長は職員に対して、市民活動に関する研修を行い、共通認識を持ってその活動の支援・促進に取り組む」ことをあげています。

<D委員>

従来からある団体として、文化協会、体育協会とか、レクリエーション協会など色々ありますが、これらは、NPOの先輩のようなものと思います。みなさんが属しているNPOのように、優秀でやる気のある組織、団体はもちろん必要だと思いますが、これまで、何十年もかかってまちづくり、地域づくりに貢献されたこのような団体について、あまり触れられていないようですが、いかがでしょうか。

<C委員>

今言われたような団体は、どちらかという地縁型の団体になるのではないかと思います。その地域の中で活動する団体になるのではないのでしょうか。

<D委員>

先ほどの私が述べた団体については、これまでの議論の中で地域コミュニティ、市民活動団体のいずれにも取り上げられていなかったもので、対応を考えるべきではないでしょうか。

<社会長>

言われるとおりです。私も考える必要があると思います。団体の中には、自治会と市民活動団体の両方の側面を持つ団体もありますし、公益法人のように、行政と似た性格をもつ団体もあります。どこで考えるかはこれからの課題にしたいと思います。

<渡辺副会長>

地域を支える団体として、地域型の生涯学習の団体（囲碁の会など）も、お年寄りの交流の機会をつくるなど、とても貴重な役割を果たしていると思います。「市民活動」という言葉自体は、福祉や文化、環境などずっと長い間活動してきたものを包含するような意味合いで出てきたものです。特定非営利活動促進法によって市民活動が出てきたのは、一つには、市民活動団体は社会参画ではなく、社会変革を担ってもらおうという背景があったからです。ところで、今回私たちがつくる条例は、住民自治に向けての協働のまちづくりを目的としていますので、協働の推進役としての団体としては、「地域コミュニティ」や「市民活動団体」がこれにあたるのではないかと思います。これに対して、同窓会とか、生涯学習のような自分たちの楽しみのためだけに集まっている団体については、ここでいう市民活動に含めて考えるのは難しいのではないかと思います。しかし、これらの団体が公益性やまちづくりを進めていくために、他の団体と一緒にあってとい

うことであれば、間違いなく市民活動にあたると思います。この条例自体が、色々な団体を幅広く支援することが目的ではありません。まちづくりを促進していくためのものと考えています。「社会を担っている様々な主体」の中に含めて考えていったらどうでしょうか。公益性ということについても、まだ十分に議論が深められていません。とても大事な部分だと思いますので、今日のグループワークの中で、みなさんにも考えていただきたいと思います。

<D委員>

今の話ですが、自分たちの楽しみだけを追求するグループというのは、言い過ぎだと思いますよ。そのようなグループもあると思いますが、そうでなく、地域のために活動するグループがたくさんあります、NPOが出てくる何十年も前から、活動しているグループはたくさんあります。これらについて、これまでの議論の中で陽があたっていなかったもので、私はあえて申したまでのことです。

<渡辺副会長>

私の言い方が不適切ですいません。あくまで、第一目的がどちらなのかということで、そこに外の風をあてていくということは本当に重要なことと思います。そのためにも公益性があることを表に出していけるようなものがあるということをご理解いただきたいと思います。

<E委員>

行政の役割に担当しましたので報告します。行政がまちづくりを進める上での役割の項目としては、「行財政運営」、「市職員の人材育成と意識改革」、「説明責任」、「個人情報保護」、「情報公開」があります。それから、事業者の役割、教育機関の役割についても整理しました。個々の具体的な内容については、お手元の資料に整理してありますので、ここではあえて説明のほうは省略させていただきます。

<社会長>

各班の委員さん、発表ありがとうございました。

では、資料4「(仮称) 山口市まちづくり基本条例のたたき台 (Ver2)」をご覧ください。これは事務局で整理してもらったものですが、全部で6つの柱立てができています。つまり、「市民の権利・責務」、「市民参画」、「市の責務(役割)」、「協働」、「評価・推進機関」、「条例の位置付け及び見直し」です。この条例の中で一番狙いどころになる部分である「協働」については、「協働の推進」、「地域コミュニティ」、「市民活動」、「事業者」、「高等教育機関」があります。先ほどD委員さんが言われた古くからやっている団体についても市民活動の一つと考えられます。しかし、時代の流れの中でNPOが出てきたわけですが、NPOについては前回の調整会議の中で初めて話が出てきたような状況です。古くから公益的な活動をしている地域の色々な団体についてはどこに入れて考える

のかを、みんなで明確にしておく必要があると思います。それから、事業者、高等教育機関の位置付けが出てきます。

続いて、(資料5)をご覧ください。前回の市民会議の時には86個の条文がありましたが、先日の調整会議で整理した結果、53個にまとめることができました。これが(資料5)になります。表中で網掛けになっているものが、最終的に条文として残ってきたものです。

これらは調整会議の中で整理したものですので、今日は委員のみなさんでもう一度検証していただきたいと思います。

何か、委員さんから質問はございませんか。

< A 委員 >

若崎委員さんが言われるように、市内にも色々な団体があります。住民自治については自治会、体育では体育協会、福祉の関係では、民生委員とか、保護司の関係など、医者関係では医師会などもありますよね。

< F 委員 >

先ほどの調整会の報告の補足です。条例を推進していくための仕組みづくり、組織づくりがこれからとても重要になってくると思います。(資料5)の10ページの「条例の評価・推進機関」のところにありますが、ここにある条文は市民会議の中でまだ十分協議がなされたものではありません。この条例を推進する組織というのは大事な部分ですので、もう少し慎重に扱って、しっかり全体の中で協議していくべきものだと思います。このことをおろそかにすると、全体がおろそかになるような気がします。組織とは、社会の仕組みづくりにも通じます。条例がいくら立派なものができるも、組織がしっかりしないと機能しません。

< 社会長 >

ありがとうございます。当然、組織は重要なものと認識しています。

< G 委員 >

これまでの話を聞いて私なりに理解したのですが、協議会とか、委員会とか、協会とか、団体があるわけですが、結局これらの団体がまちづくりに参加したいと思ったときに参加できるような仕組みを条例につくることができればいいのかなと思います。

< 社会長 >

そうですね。これまで私たちの議論が自治会、市民活動団体に集中しすぎてしまっていて、従来からある公益型の団体とか、ボランティアの団体のことがあまり話の中にあがってきませんでした。それから、中村委員が言われるように、この条例を動かしてい

く推進協議会ができあがっていくと、これらも団体になります。ですから、これらの団体についても目配りした上で、条例を考えていく必要があります。地域型と市民活動の両方の側面を持つ団体についての視点が欠けていたという指摘は痛いところを突かれたなという気がしています。

それでは、ここで休憩の時間をとりたいと思います。

《休憩》

【4 グループワーク】

<社会長>

それでは、これからグループワークに入りたいと思います。これについては、渡辺副会長から説明をしていただきます。

<渡辺副会長>

みなさん、こんにちは。今日は、調整会議でまとめていただいた資料をもとに、班ごとに詰めていただきたいと思います。

4班からまとめが出来たものを、次回の調整会議でまた集約したいと考えています。

本日の手順について説明します。最初に、まとめたものを読み込んでいただいて、その上で、各班に分かれて検討していただきます。1班は、「市民の権利と役割」、2班は「地域コミュニティ」、3班は「市民活動」、4班は「市（行政）の役割」を中心に協議していただきます。

何か疑問点が出たりした場合は、気になる点が出たら、付箋に記入して担当する班のところに持って行ってください。

本日のグループワークの中で、全体の構成図を考えていただきたいと思います。各柱立てについて、縦並びがよいか、横並びがいいのか、班の中でいろいろと議論して、模造紙に整理してみてください。

いい条例になるかどうかは、市民会議のみんなの合意が確認できているかどうかにかかっているものと思います。意見の違いを知って、その原因を知っていく。そこをきちんと理解しあって条文にしていくということです。みなさんの思いをどんどん出していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

【5 グループワーク全体発表】

2班

< 2班H委員 >

条文全体を考える際には、自分の意識を向上させるために、文章中の「市民」を「私」に置き換えて考えるといいのではないか、という話になりました。

条文の構成ですが、「市民の権利」と「市民の責務」を分けています。市民はまず、自らがまちづくりに参加する意識と責任をもつことが求められ、その上で、権利を主張することができるという考えです。それが前提にあつて、「協働のまちづくり」ができます。この中には、「地域コミュニティ」、「市民活動」ほか「事業者」「高等教育機関」などそれぞれあります。そして、「市の責務（役割）」があり、その中に「市民参画」もあります。そのあとで、「評価・推進機関」、「条例の位置付け及び見直し」がきます。

次に条文を具体的に検討して出てきた意見ですが、「市民の権利・責務」の中の、「市民の役割」ですが、「年齢に関係なく」というのは、表現として除いた方がよいのではないかということになりました。というのは、他にも「職業に関係なく」とか、いろいろと考えないといけないことになり、初めから年齢だけに限定した表現はしないほうがよいのではないかということになりました。それから、「市民は市民自治を担う一員として」のところですが、「市民自治」の定義がまだはっきりしていないので、どのように解釈したらよいのかという話が出ました。

それから、「協働」の中の「地域コミュニティ」のところですが、「協働による活動が可能な地域」という表現では、地域が限定されてしまうのではないかという指摘がありました。地域の中には、組、班、区、自治会、連合自治会、など色々なものがあるということですが、「活動が可能な地域」とすると範囲が限定されてしまうということから、この表現は削除したほうがよいのではないかという意見が出ました。

それから、「市民参画」のところですが、すべての条文が「市が・・・」という表現で、行政（市）が主語になって書かれた条文ばかりなので、「市の責務」のところに入るような気がします。「市民参画」というからには、市民の自主性、主体性についての項目も入れて、「市民が主体的に市政に参加することができる」というような表現を入れるべきではないかと思います。

< 渡辺副会長 >

ありがとうございます。2班で一番議論したところほどのあたりですか。

< H委員 >

「年齢に関係なく」とか、「地域コミュニティ」の部分です。地域コミュニティの定義ですが、自治会には限定されないで、「地域コミュニティ」を言い換えると「自治会等」になります。地域にある諸種の協議会などもこの中に含まれることになります。

1 班

< F 委員 >

まず、「市民の権利・責務」のところですが、「市民の役割」の条文1ですが、この中では、「地域社会」というのがポイントではないかと思います。条文2では、「地域の課題を共有する」、「自ら行動する」という表現は欠かせないものと思います。条文3では、「公共の利益」という表現がありますが、地域社会の中では、個人のことより、公共の利益を優先するというのがまちづくりを進める上で欠かせないものと考えます。

もともと、これらの部分は「市民の責務」としていたのですが、市民にはもの柔らかかにソフトな感じでまちづくりに関わってもらったほうがよいのではないかということで、「市民の責務」を「市民の役割」という言葉に置き換えています。

これらの条文つき、2班からご意見をいただきましたが、ご指摘いただいた点については、すべて汲んでいるつもりですので、今のところこのままでよいのではないかということになりました。

続いて「協働」についてですが、「人材育成」については条文ができていませんでしたので、こちらで書かせていただいています。すなわち「市はまちづくり活動の推進リーダーの育成に必要な研修、講習会などの学習環境の整備を行い、要請に応じ、講師などを派遣する」としました。例えば、地域に組織が立ち上がった場合に、勉強会というものが必要になります。このようなとき、市から講師の派遣をしていただけるような仕組みが必要になると思います。また、「人材発掘」の件ですが、こちらで条文を出してみましたので、後ほど読んでみてください。

それから、「市民参画」のところですが、「保障」という言葉は、なんか堅苦しいような気がしますし、表現としてどうかと思います。それから、具体的な制度のパブリックコメントについての検討についても再度調整を要するのではないかという意見がありました。

それから「評価・推進機関」ですが、ここの条文は前回の調整会議のときに初めて条文として提示されました。これを見て私は、みなさんと一緒にもっと内容を協議した方がよいのではないかと思います。私が考えてきたものをここに書かせていただきました。

「条例の位置付け及び見直し」については、特に気になる点はありませんでした。

条例の構成の中で一番大切なのは、「協働の推進」と、それから「地域コミュニティ」になると思います。これらが、一番中心になると思います。それから、「市民参画」も重要です。

< 渡辺副会長 >

ありがとうございました。新しく出されました「人材育成」、「人材発掘」、「住民自治が機能するためのしくみづくり」につきましても、次回までに事務局に整理してもらいたいと思います。

3班

< C委員 >

3班の柱立ての順番ですが、「前文」、「目的」、「用語の定義」、「基本理念」となります。「用語の定義」については「基本理念」の前におくか、後におくかですこしもめたのですが、基本理念は、言葉の定義をきちんと理解していただいた上で読んでいただいたほうがよいのではないかということで、この順番になりました。

続いて大きな柱立てとして、まず、「市民の権利・責務」ときます。そして一番大事な部分として「協働」、「市民参画」が横並びにきます。そのあとに、「市の責務」、「評価・推進機関」、「条例の位置付け及び見直し」になります。

続いて、各条文の具体的な検討結果ですが、「市民参画」の柱立てのところでは、市の責務のことが書かれてあり、市民の役割が書かれていないのはおかしいのではないかということで、もう一度考え直した方がよいという意見が出ました。「市民の役割」の部分にも「市民参画」に近いことが書かれているので、この部分との兼ね合いも考える必要があるという意見が出ました。

続いて「協働」の部分ですが、「協働の推進」の中に「協働推進拠点（中間支援）の設置」があります。しかし、これは拠点を求めているのか、中間支援を求めているのか、誰がこれを設置するのか等、よくわからない疑問点が多々あり、もう一度考える必要があるということになりました。

次に「地域コミュニティ」については、「市民活動」を中心に検討しました。「市民活動の役割」の中の条文2の「目的意識を明白にし、常に自己評価に努める」の部分ですが、自己評価というのは厳しいのではないかという指摘を受けたので、「目的意識を明確にし、公益性を検証する」という表現に直しました。自己評価ではあいまいになりがちであり、市民活動は公益性が大事ということで、「公益性」という言葉を出すことになりました。

それから「市民活動団体を促進するための市の役割」の部分ですが、これらは、市民活動だけではなく、協働を促進する上では全体に関わってくることなので、この部分は、「協働の推進」のところを持ってきたほうがよいのではないかということになりました。

それから「地域コミュニティ」のところの「地域コミュニティへの支援」の条文2として「市は、市民の地域活動における自立と組織強化及び役割運営のための適切な施策と指導を講ずるものとする」とあります。この部分も協働を進めていく上での市の役割になるので、「協働の推進」のところを持ってきたほうがよいということになりました。

< 渡辺副会長 >

ありがとうございます。すっきりしてきたような感じがします。

4 班

< E 委員 >

まず、「市の責務（役割）」の部分についてです。条文の追加と表現の一部訂正を行いました。「行政運営」の条文1と2については、「する」という部分を「するものとする」という表現に改めました。それから条文3の行政組織の構成のところについては、「市は行政組織の構成に当たっては、行政推進が円滑かつ効率的に運営できるよう、職員の適材適所の配置に努めるものとする。」として条文を追加しました。

次の「市職員の人材育成」のところでも、「横断的人事配置と長期的配置に留意」ということで、表現を追加しています。「説明責任」と、「個人情報の保護」についてはそのままよいということになりました。

それから「情報公開」では、条文2として、「市は、収集した情報を市報などさまざまな手法により公開に努めなければならない」として追加しました。

それから「市民参画」についてですが、すでに他の班からも説明がありましたが、「市民参画」といいながら、市がやる仕事しかあがっておらず、市民による参画のことが書いてありません。そこで、ほかの「協働」のところの条文と重複するかもしれませんが、条文を追加しました。「3 市民は、公共の利益及び地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。」「4 市民は、相互のまちづくりに対する考えを尊重し、参画については平等であることを認識すること。」としました。

それから、「協働」のところですが、「コミュニティ交流センター」を「コミュニティ支援センター」という表現に改めてはどうかという気付きが出ました。

それから、条文全体の構成ですが、順に、「前文」、「目的」、「用語の定義」、「基本理念」、「市民参画」、「市民の権利」、「市の責務（役割）」、「協働」、「評価・推進機関」、「条例の位置付け及び見直し」です。

< 渡辺副会長 >

ありがとうございました。班の中だけでも話しをまとめるのはすごく大変なのに、他の班からの意見も聞きながらまとめていくのはすごく技術がいることと思います。これが住民自治にとってはすごく重要で、文化的な会議の進め方と思います。

このような作業をもう一度3月に行いたいと思います。しっかり個人ワーキングで条文の読み込みをしていただけるように、今度は早めに資料を作って自宅にお送りするようになりたいと思います。

< D 委員 >

会長さんにお願ひがあります。前々回に自主勉強会というものが行われました。あのときは無報酬で行われました。私も、本当に勉強会であれば無報酬でもいいと思います。しかし、そのときに協議したものが、次の会議の資料になっていました。あれが、自主的な勉強ということで、金を出さずして仕事をさして、次へつないだということです。

このような手法は決していい方法ではないと思います。協働であれば、同じ条件で、平等で協議するのが協働のスタートです。平等であること、対等であることということが書いてあります。あのような場合には、それなりの手当てを出すべきであろうと思います。これから自主的な勉強会を企画されるときは是非検討していただきたいと思います。

もう一点ですが、この会の交通費の件ですが、少なくとも、阿知須、秋穂、徳地から通うということは、相当の額になります。1、2回であれば我慢できますが、一年も二年も続くということになれば、これは差別、不平等です。どうしても予算が足りないということであれば、阿知須でやってもらいたい、徳地でやってもらいたいと思います。みなさん、どうぞ、色々なところに行って、その土地のことを知ってもらいたいと思います。私は合併協議会についてはすべて傍聴に行きましたが、その中で常に出てくる問題は、地方の者が不利にならないかということでした。地方との格差をつくってはならないということです。ですから、合併協議会は秋穂や阿知須で開催していました。私は金をくれと言っているのではなく、平等にやってくれということを言っているのです。是非とも検討をお願いしたいと思います。

<社会長>

私が関わっている調整会議も、すべて無報酬でやっています。公式の会議に対してのみは、市は支弁することになっています。交通費については、謝礼に込みになっていると思います。私の方から、お願いすることはなかなか難しいです。、会議の開催地を回していくのも手かもしれませんが、遠隔地になるとマイクロバスを手配して行かないと、個人で行くのは厳しいと思います。ですから、真ん中のところでやっていると考えています。そのあたりは、理解してもらえないかと思います。

<D委員>

何を理解するというのですか。会長さんが会員の福利的なことを当局に言うというのは、当然ではありませんか。それが会長の大きな仕事の一つだと思います。私どもが個人的に言っても受け入れてもらえません。ですから、会長がみんなの気持ちを汲んで、行政と交渉をするというのは当然だと思います。私もいろいろと会長をやっていますが、そのようなことは絶対不可欠なことだと思いますので、是非やってもらいたい。

<C委員>

自主勉強会については、私たちは、3回やってきました。でもこれは私たちが勉強不足で、分からなすぎる、みんなに追いつきたいという気持ちで自発的にやっています。ですから、私たちはこれに対して何かほしい、ということは全然期待していません。

<D委員>

ほんとに自主的に勉強する、というような場合はそれでもよいかと思います。でも、前回はその自主的に集まってやったことが、資料として使われているわけですよ。

そのことを言っているのです。すべての班が集まってやった1回目の自主勉強会は、出ても出なくてもよいといいながら、その会議で決まったことが資料としてあがってきています。2回、3回集まってやったのはあなたがたの勝手です。

<渡辺副会長>

貴重なご意見ありがとうございます。そのようなことは私たちも少し危惧していました。会場については、秋徳でやったり、徳地でやったりしたいねという思いがありました。しかし、期間的に短いということもあって、なかなかそれが出来ていません。ものすごく、痛いところをつかれたという感じがします。そのようなことを含めて、協働でやっていくときは、待遇とかについてもきちんと考えていかなければと思います。新しい仕組みをつくっていく上で、今は仕方がないという思いがありますが、そのことはもちろん伝えていく必要があります。今後に向けてどのように対応するかということで、事務局に内部協議をしてもらおうということではいかがでしょうか。

<D委員>

よろしくお願いします。

【6 まとめ】

<社会長>

突然の話で、今まで思ってもみなかったことが指摘されたんですが、私自身はこの仕事は最初からボランティアと思ってやっています。最初からこの仕事について、どれだけもらわないと付き合えない、というような事は考えていません。そのつもりでいましたから、皆さん方には申し訳ないことをしたのかもしれない。その点は謝りたいと思います。

今日の4班の発表を聞いておまして、自分たちの担当のところよりも、よそのところの方が見えるのだなということが分かりました。それから、もう一つは、3班のように、よその班とつなげてみて、条文を再考していただいた結果、いい条文が出来そうだなという期待をしています。前回よりも、バージョンアップした意見が随所に出てきているような気がしました。

全体の流れはだいたい共通した形で、そう差がない形でまとまってきたと思います。これらを整理した形でみなさんに提示したいと思います。

【7 次回の会議】

<社会長>

次回の第10回市民会議ですが、3月20日（春分の日）の13時から、山口総合支所第10・11会議室で行います。

	<p>それから、第3回調整会議については、この会議終了後に、代表者の方に残っていた だいて、日程を調整したいと思います。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p> <p><事務局></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートの依頼の件 <p><社会長></p> <p>長時間にわたりお疲れさまでした。これで本日の会議を終了します。</p> <p>会議の経過を記載し、その内容に相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>署名委員 福田 嘉夫</p> <p>署名委員 平井 多美子</p>
<p>会議資料</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 レジユメ 2 第9回プログラム (資料1) 3 第8回市民会議 協議の内容 (資料2) 4 「(仮称) 山口市まちづくり基本条例」のたたき台 (GW集約版) Ver1 (資料3) 5 「(仮称) 山口市まちづくり基本条例」の柱立て (GW集約版) Ver2 (資料4) 6 「(仮称) 山口市まちづくり基本条例」のたたき台 (調整会議後) Ver2 (資料5) 7 グループワークの流れ (資料6) 8 アンケート
<p>問い合わせ 先</p>	<p>自治振興部協働推進課協働推進担当</p> <p>TEL 083-934-2965</p>